



JSPS科学研究費補助金による「教育無償化」論議に係る国会会議録分析

渡部, 昭男

(Citation)

JSPS科学研究費補助金による「教育無償化」論議に係る国会会議録分析:1-20

(Issue Date)

2025-02-10

(Resource Type)

research report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492977>



JSPS 科学研究費補助金による

「教育無償化」論議に係る国会会議録分析

研究代表者・渡部昭男

(大阪信愛学院大学 2024- / 大阪成蹊大学 2020-23 / 神戸大学-2019)

- ① 渡部昭男 2025 (予定) 「こども基本法と教育無償化論議 : 2023 年第 212 回~2024 年第 213 回の国会審議から」『大阪信愛学院大学紀要』3
- ② 渡部昭男 2024 「こども基本法と教育無償化論議 : 2023 年第 212 回~2024 年第 212 回の国会審議から」『日本教育学会大会研究発表要項』83、241-242
https://doi.org/10.11555/taikaip.83.0_241
- ③ 渡部昭男 2023 「少子化対応と無償化方策 : 2022 年第 209 回~2023 年第 211 回の国会審議にみる『教育無償化』論議の経緯と特徴」『日本教育学会大会研究発表要項』82、55-56
https://doi.org/10.11555/taikaip.82.0_55
- ④ 渡部昭男・光本滋・岡山茂・石井拓児・横山岳紀・多胡(尹)太佑 2023 「いまこそ高等教育を無償へ : 海外動向から学ぶ」『日本教育学会大会研究発表要項』82、249-250 https://doi.org/10.11555/taikaip.82.0_249
- ⑤ 渡部昭男 2022 「『教育無償化』論議の経緯と特徴 : 2021 年第 205 回~2022 年第 208 回の国会審議から」『日本教育学会大会研究発表要項』81、43-44
https://doi.org/10.11555/taikaip.81.0_43
- ⑥ 渡部昭男 2021 「『教育無償化』論議の経緯と特徴 : 2020 年第 203 回~2021 年第 204 回の国会審議から」『日本教育学会大会研究発表要項』80、63-64
https://doi.org/10.11555/taikaip.80.0_63
- ⑦ 渡部昭男 2020 「『教育無償化』論議の経緯と特徴 : 2020 年第 201 回の国会審議から」『日本教育学会大会研究発表要項』79、154-155
https://doi.org/10.11555/taikaip.79.0_154

発行 : 2025 年 2 月 10 日

研究報告

こども基本法と教育無償化論議

—2023年第212回～2024年第213回の国会審議から—

渡部 昭男

(大阪信愛学院大学 教育学部)

要旨

こども基本法は「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、一律に18歳ないし20歳で区切っていない。このことによって、18歳以降の学生・青年・若者を含めて、乳幼児期からおとなになるまでの切れ目ない一体的な「こども施策」を探究する研究課題が生まれている。本報告では直近1年の政策動向を押さえた上で、国会会議録検索システムを用いて、2023年第212回～2024年第213回の国会審議における教育無償化論議の経緯と特徴を調べた。各政党・会派は何らかの教育無償化策を提案しており、政府も高等教育の私費負担軽減が①権利保障と②少子化対策の双方において重要との見解であることが判明した。

キーワード: 異次元の少子化対策、こども基本法、こども未来戦略、加速化プラン、(高等)教育無償化

序. 課題と方法

こども基本法¹⁾(2023年度施行)は「こども²⁾を「心身の発達の過程にある者をいう」(2条1項)と定義し、一律に18歳ないし20歳で区切っていない。このことによって、18歳以降の学生・青年・若者を「心身の発達の過程にある者」と位置づけて、「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援」(同2項-)という視点で捉え直し、切れ目ない一体的・総合的な(シームレスでトータルな)「こども施策」(高等教育無償化を含む)を吟味し、議論し、探究する研究課題が生まれている。

本報告では直近1年の政策動向を押さえた上で、これまで³⁾同様に国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)を用いて、国権の最高機関である国会における教育無償化論議の経緯と特徴を明らかにする(2023年第212回臨時国会～2024年第213回通常国会)。

1. 「異次元の少子化対策」特記事項に係るこの1年間の変化

次頁の表1に、岸田文雄首相の年頭記者会見での「異次元の少子化対策」発言以降の特記事項を掲げた。2023.4.1～同6.16の網掛け事項は前稿(渡部 2024)で記載済みであり、ここではその後の事項を概観しておく。

変化の第一は、「こども未来戦略方針」(2023.6.13閣議決定)をたたき台として、「方針」の2文字をとった「こども未来戦略～次元の異なる少子化対応の実現に向けて」(2023.12.22閣議決定/以下、「戦略」)が決定されたことである。「戦略」は、「3つの基本理念」の一つに「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を位置づけ、「親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていく」としている。それをイメージ化して妊娠・出産から大学・大学院までを連続的に描いたのが、次頁の「こども未来戦略 MAP」(2023.12)³⁾である。半年前に描かれた「こども未来戦略方針 MAP」(2023.6)と比較すると、追加した施策(MAP上に赤丸印をつけた箇所)は「児童扶養手当拡充」「障害児等の地域での支援を強化」「こども・若者の安全・安心な居場所づくり」「ひとり親等のこどもへの学習支援」の4つ、表現を修正した施策(下線を追記)は「児童手当拡充」「自営業・フリーランス等の育児期間の国民年金・保険料免除」「大学等の授業料等減免支援拡充」の3つであり、他に吹き出し説明の追加や変更などがある。

子ども家庭庁	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要	第14回子ども・子育て支援部会 2024年2月19日	資料2
法案の趣旨			
<p>子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。</p>			
法案の概要			
<p>1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策</p> <p>(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】 ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。 ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。</p> <p>(2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】 ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。 ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（子ども誰でも通園制度）を創設する。 ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。 ④教育・保育を提供する施設・事業者が経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。 ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。 ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。 ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。 ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。</p> <p>(3) 共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】 ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。 ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。</p>			
<p>2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「子ども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】 子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。</p>			
<p>3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①子ども・子育て支援法、②医療保険法等】 ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（※）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。 ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。 ③歳出改革と買上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。 ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（※）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別公債を発行できることとする。 （※）子ども・子育て支援法に位置付けることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の達成に、子どもを持つことと希望する者が安心して子どもをまもり、育てることがもたらされる社会の実現・確保の促進を目的とし、同法の趣旨を明確化する。</p>			
施行期日			
<p>※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。 令和6年10月1日（ただし、1(2)②は公布日、1(2)③は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①②③④、(3)②、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。1</p>			

やすいものになっている。

なお、改正児童福祉法の 2024.4.1 施行に伴って、従来の児童福祉機能を担う子ども家庭総合支援拠点と母子保健機能を担う子育て世代包括支援センターとを統合した「子ども家庭センター」の設置が市町村に努力義務化されている(44条の2)。

変化の第三は、「戦略」の中にある「加速化プラン」を速やかに実施するために、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が第 213 回国会で成立し公布(2024.6.12)されたことである。改正法を受けて、2024.7.1 には、子ども政策に関する国と地方の協議の場(第1回)が持たれている。

多岐にわたる改正の全体像は、次頁に掲げた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要」⁴⁾で知ることができる。これらを、施行日別に整理し直すと、2024.6.12(法公布日)は1-(2) ⑦「ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記」、2024.11.1 は1-(2)⑥「児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる」、2025.4.1 は1-(1)②「妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う」、(2)①「妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する」、③「産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う」、④「教育・保育を提供する施設・事業者が経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)」、⑤「施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う」、2025.4.1 は(3)①「両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する」、2「子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する」、2026.4.1 は1-(2)②「保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(子ども誰でも通園制度)を創設する」、(3)②「医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含める

こととし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める」、2026.10.1は1-(3)②「自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する」であり、その他は改正法の施行日(2024.10.1)となっている。

なお、「加速化プラン」に盛り込まれた事業を本格的に実行するために、2024.8 末には 2025 年度予算概算要求が出され、その概要が公表されている。

2. 第212回及び第213回における国会審議の特徴①:加速化プラン&無償化

「戦略」は、「加速化プラン～今後3年間の集中的な取組～」として、児童手当の拡充(所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、第三子以降3万円、等)、出産等の経済的負担の軽減(出産・子育て応援交付金10万円、伴走型相談支援、出産育児一時金の引き上げ、等)、医療費等の負担軽減(実施自治体への減額措置の廃止)、高等教育費の負担軽減(中間層への支援拡大、授業料後払い制度、等)などを掲げている。しかし、「無償化」の用語は、幼児教育・保育の無償化(ただし0-2歳は住民税非課税世帯限定)、学校給食費の無償化(当面は実態調査実施と結果公表)、多子世帯の授業料等の無償化(ただし扶養される子供が3人以上の世帯)に留めている。

政府側の施策案に対して日本国憲法等の法規範から検討を加え、必要な場合には修正を迫り、中長期的な観点に立ってより良き政策にするのが国権の最高機関たる国会の役割である。まずは、各政党(会派)の教育無償化に係る主張・論点を探ってみた。加速化プランとの関わりで浮上した教育無償化の論点を抽出すべく、国会会議録を「加速化プラン&無償化」で検索すると、第122回:14件90箇所、第123回:86件874箇所⁶⁾がヒットする(24.9.10現在/第123回は議事録公開が進行中であり未確定)。各政党(会派)の特徴的な発言を、国会会議録から抜き出すと以下のものである(「…」は省略、「/」は段落区分を示す)。また、分かりやすいように、各政党の2022参議院選挙時のマニフェストから関連公約を抽出して併記した。

自由民主党:安倍政権で、消費税を二度引き上げ、その財源で社会保障の充実や幼児教育の無償化を実現…岸田政権では、少子化対策の予算の増額を始め、歴史的な政策決定を行い、その財源確保にも取り組んでいる(議事録:212衆本会議3号 23.10.24、稲田朋美)

公約⁷⁾:高等教育における、多子世帯等の中間所得層の修学支援を拡充し、「出世払い」制度(日本版 HECS)を大学院へ先行導入するとともに、安定的な財源を確保し学部生等への対象拡大を目指します。

公明党:来年度から…多子世帯や理工農系の中間層へと拡大…これにとどまらず、経済的な理由で学びを諦めることがない社会を構築し、安心感を持って子育てができるよう、2030年代までに大学等の無償化を実現すべき…/まずは入学金や教材購入、転居費用などで特に経済的負担が大きい大学や専門学校等の一年生の前期分の授業料を無償化(212参本会議4号 23.10.26、山口那津男)

公約⁸⁾:家庭の経済的事情に関わらず、希望すれば誰もが大学等へ進学できるよう、給付型奨学金と授業料等減(修学支援新制度)を特に負担軽減の必要がある多子世帯や理工農系の学生などをはじめとして、中間所得世帯まで拡充します。/2020年4月から年収590万円未満を対象に私立高校授業料の実質無償化が実現しました。さらなる公私間格差を是正するため、公立と同じ年収910万円未満まで段階的に無償化をめざします。/高校における授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して支給している高校生等奨学給付金の支給額を増額するとともに、中間所得世帯まで段階的に対象拡大をめざします。

立憲民主党:児童手当は第三子以降に限らず第一子から増額する、大学授業料無償化は子供の数に限らず実施する…/児童手当について、第一子から、高校卒業年次まで月1万5千円を支給すべき…/全ての子供の、国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生にも国公立大学と同額程度の負担軽減を行う…/公立小中学校の給食費無償化(213衆本会議3号 24.1.31、泉健太)

公約⁹⁾:国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生に対しても国公立大学と同額程度の負担軽減を実施します。奨学金制度の拡充で学生の生活費等についても支援します。/高校の授業料無償化については、所得制限を

撤廃します。

日本維新の会:大阪で進む子育て世帯支援策のうち、地方創生臨時交付金による地方自治体を通じた小中学校の給食費無償化と、就学支援金の引上げ、又は教育バウチャーによる高校授業料の無償化を今回の経済政策として提案(212衆・本会議4号 23.10.25、馬場伸幸)

公約¹⁰:家庭の経済状況にかかわらず、等しく質の高い教育を受けることができるよう、義務教育の他、幼児教育、高校、大学など、教育の全過程について完全無償化を憲法上の原則として定め、給食の無償化と大学改革を併せて進めながら国に関連法の立法と恒久的な予算措置を義務付けます。

国民民主党:教育、科学技術など人的資本形成に資する予算には教育国債という新たな国債を充てる…(教育国債で)望む全ての学生が大学や大学院に無償で通えるようにすべき(同、玉木雄一郎)

公約¹¹:大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、返済不要の給付型奨学金を中所得世帯にも拡大します。卒業生の奨学金債務も減免します。

日本共産党:高等教育無償化を目指し、直ちに大学等の学費を半額にし、入学金制度を廃止し、奨学金を給付制中心に改め、奨学金返済の半額を免除すべき(同、志位和夫)

公約¹²:大学・専門学校の学費を半額にし、将来的には無償にします。入学金は廃止します。奨学金は欧米のように返済不要の給付制を中心にして拡充します。／私立高校の無償化を拡充します。

れいわ新選組:高校は当然国の制度として無償化…／自治体間格差をなくし、公私立問わず親の収入に関係なく無償に…福井県、東京都は…所得制限を撤廃(213参・文教科学委3号 24.3.22、船後裕彦)

公約¹³:「学ぶ気があれば借金をせず大学院まで無料で行ける社会」を作ります。／すでに奨学金で借金を負った人達には、「奨学金徳政令」で返済を免除します。

改めて高校・大学等の無償化策を整理し直すと、公明党:2030年代までに大学等の無償化実現／まずは一年生前期分の授業料から無償化、立憲民主党:国公立大学の授業料の無償化／私立大学等は同額程度の負担軽減、日本維新の会:大阪で進む高校授業料無償化の全国展開、国民民主党:教育国債による大学・大学院の無償化、日本共産党:大学等の学費半額化／入学金廃止、れいわ新選組:所得制限を撤廃した国による高校無償化、となる。ちまたでは、物価高騰に便乗した大手私学による学費値上げ実施、国立大学の学費値上げへの世論誘導が報道されているが、優先順位や手法は異なるものの国会の論議の方向性は無償化の推進である。特に、与党の公明党から大学等における無償化実現への工程表(ロードマップ)が提起されたことは、この2会期の国会審議の特徴点の一つである。

3. 第212回及び第213回における国会審議の特徴②:多子世帯&無償化

もう一つの特徴は、多子世帯への支援策が当初の所得制限ありの負担軽減から所得制限なしの無償化となったことである。すなわち、2023.3.31の「こども・子育て政策の強化について(試案)」(関係府省会議・こども政策担当大臣)では、「授業料等減免及び給付型奨学金について…令和6年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する」¹⁴としていたが、2023.6.13の「こども未来戦略方針(閣議決定)」では、「多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充(対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等)を検討し、必要な措置を講ずる」¹⁵に変わっている。さらに、2023.12.22の「戦略」(閣議決定)では、「授業料等減免及び給付型奨学金について…2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持ってない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する」¹⁶と、無償化にまで踏み込んでいる。

この間の多子世帯に係る経緯を探るために、国会会議録を「多子世帯&無償化」で同様に検索すると、第122回:18件99箇所、第123回:40件345箇所がヒットする(24.9.10現在/第123回は議事録公開が進行中であり未確定)。結論から言えば、一

連の変化の背景に、与党・公明党の国会での一連の働きかけがあったことが分かる。

まず、「こども・子育て政策の強化について(試案)」において「中間層(世帯年収約 600 万円)¹⁷⁾となる伏線として、「四人の家族モデルの世帯で目安年収380万円となっていることをごさいますけれども、このところを思い切って例えば600万円まで引き上げ、多子世帯、理工農学系学部に進学する場合にはその支援の対象とする」(208 衆・予算委 21・2022.6.1 浮島智子議員[公明党])¹⁷⁾、「昨年6月の予算委員会で、総理より、年収600万円までという考え方をしっかり受け止めたいとの前向きな答弁をいただきましたが、令和6年度のスタートと考えると…できるだけ早くこれらの制度の年収目安等を発表すべき」(211 衆・本3・2023.1.26 石井啓一議員[公明党])などの要請がなされている。

そして、「こども未来戦略方針」で「更なる支援拡充」に変わるにあたり、「多子世帯の負担軽減には更なる措置が必要と考えますが、さきのこども未来戦略方針では検討という表現にとどまっております。是非ともこの加速化の三年間のうちに実施に踏み切っていただきたい」(211 参・決算委 10・2023.6.12 新妻秀規議員[公明党])との質問に対して、「委員御指摘のように、私も指示を出させていただきました、更なる支援拡充を加速化プランの中で前倒して実行する、このようにしたところがあります。/授業料等減免及び給付型奨学金については、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じてまいりたい」(同、岸田文雄首相)という遣り取りがなされており注目される。

さらに、「戦略」において多子世帯の無償化となる過程では、「政府がまずは多子世帯への支援ということで考えているのであれば、せめてここは思い切って多子世帯の授業料を無償化するぐらいの拡充が必要ではないでしょうか」(212 参・予算委2・2023.11.1 伊藤孝江議員[公明党])、「年末に向けて、大学や専門学校等の一年生の前期分の授業料の無償化を検討するに当たっては、まず、多子世帯を対象とするならば所得制限は撤廃すべき…/また、多子世帯は、現在、扶養する子供が三人以上となっておりますけれども、子供が二人の世帯は授業料の半額を支援するといった仕組みも必要ではないでしょうか」(212 衆・文部科学委2・2023.11.5 浮島智子議員[公明党])等の質疑が確認できる。

結. 高等教育の私費負担軽減は様々な目的達成に資する、①権利保障&②少子化対策のいずれも重要

国際人権 A 規約 13 条2項(b)(c)の留保撤回(2012.9.11)以降、日本国は中等教育及び高等教育の漸進的無償化の条項に拘束されることとなった¹⁸⁾。渡部(2021)¹⁹⁾で明らかにしたように、国会審議における国際人権 A 規約に係る「漸進的無償化」に係る論議は、第1期:1979 年第 87 回(1978.12.22-1979.6.14)までの国際人権規約の締結及び「漸進的無償化」規定部分の留保に関する論議、第2期:それ以降~2012 年第 181 回(2012.10.29-同 11.16)までの留保撤回に関する論議、第3期:それ以降~今日までの留保撤回後の漸進的無償化の取組み促進に関する論議、というように三区に分けた。さらにその延長において、国会会議録を「高等教育(の)無償」で検索すると、①国際人権規約(無償化留保論議1978~)、②国難突破解散(少子高齢化対策/第4次安倍政権2017~)、③異次元の少子化対策(こども基本法/岸田政権2023~)の大きく3期に、質疑の系譜を区分できる。

一見すると「権利保障⇒少子化対策」への移行、ないし「権利保障 vs.少子化対策」の構図のようにもみえる。その点、「岸田内閣にとって、高等教育の私費負担を軽減する最大の目的は何か。こどもの学ぶ権利の保障か、それとも少子化対策か、それとも別のものか」との質問²⁰⁾は、負担軽減・無償化策の目的・理念の核心部分をつくものとなっている。すなわち、「『高等教育の私費負担を軽減する』ことは、様々な目的の達成に資するものであると考えており、その上でお尋ねの『こどもの学ぶ権利の保障』及び『少子化対策』は、いずれも同様に重要と考えている」との政府答弁を引き出しており、こども基本法を新たに基本法として追加した上記③のステージにおける、高等教育における私費負担軽減・無償化策に係る現時点での日本政府の立ち位置を確認するものとなっている。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費22K02702(2022-25/渡部昭男)の助成を受けた。

備考

本稿は、日本教育学会第 83 回大会(名古屋大学・愛知工業大学、テーマ型分科会 B-7-1、2024.8.29)における報告(<https://doi.org/10.11555/taikaip.83.0241>)をもとに、大幅に加筆修正したものである。なお、利益相反に係る申告事項はない。

注

- 1) 条文は以下の通りである(「/」は改行を示す)。「第 2 条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。/2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。/一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援/二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援/三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- 2) 「こども」「子ども」「子供」の表記は、根拠法や出典などの通りとした。
- 3) 渡部昭男 2021『教育無償化論議の経緯と特徴(4) :2020 年第 201 回の国会審議から』『大阪成蹊大学紀要』(7)239-251、<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008334>。同 2022『コロナ禍の高等教育における学びの継続のための学生支援の在り方に係る論議:主に 2020 年第 203 回・2021 年第 204 回の国会審議分析から』『大阪成蹊大学紀要』(8)297-306、<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009091>。同 2023『コロナ禍の高等教育における学びの継続のための学生支援の在り方に関する論議(2):2021 年第 205 回~2022 年第 208 回の国会審議分析から』『大阪成蹊大学紀要』(9)139-148、<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479032>。同 2024『少子化対応と無償化方策:2022 年第 210 回及び 2023 年第 211 回の国会審議分析から』『大阪成蹊大学紀要』(10)139-150、<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486398>。
- 4) こども家庭庁 HP「こども未来戦略 MAP」<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai/>及び同「こども未来戦略方針 MAP」<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai/houshin/>(2024.9.9 閲覧)。
- 5) こども家庭庁 HP「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic/page/field/ref/resources/481073ad-6d4f-4ddb-9f39-13370dbcef18/6b455775/20240219.councils.shingikai.kodomo.kosodate.YQvq3ixl_03.pdf(2024.9.9 閲覧)。
- 6) 第212回国会でヒット件数が急増するのは、国会会議録検索システムが「無償化」を検索用語とした場合に「教育無償化を進める会」(政党届出:2023.12.13 受理)の名称を拾ってしまうためである。
- 7) 自由民主党マニフェスト 2022:https://storage2.jimin.jp/pdf/pamphlet/202206_manifest.pdf(2024.9.9 閲覧)。
- 8) 公明党マニフェスト 2022:<https://www.komei.or.jp/special/sanin2022/wp-content/uploads/manifesto2022.pdf>(2024.9.9 閲覧)。
- 9) 立憲民主党マニフェスト 2022:<https://elections2022.cdp-japan.jp/lifeseconomy/02/>(2024.9.9 閲覧)。
- 10) 日本維新の会マニフェスト 2022:<https://o-ishin.jp/sangiin2022/manifest/8saku2022.html>(2024.9.9 閲覧)。
- 11) 国民民主党マニフェスト 2022:https://new-kokumin.jp/file/DPPP-PolicyPamphlet_202206.pdf(2024.9.9 閲覧)。
- 12) 日本共産党マニフェスト 2022:https://www.jcp.or.jp/web_download/2022/06/2022san-seisaku-parf.pdf(2024.9.9 閲覧)。
- 13) れいわ新選組マニフェスト 2022:<https://reiwa-shinsengumi.com/sanin2022.kinkyu/>(2024.9.9 閲覧)。
- 14) 内閣官房 HP「こども・子育て政策の強化について(試案)」11、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/kyouka/pdf/kyouka_siryoul.pdf(2024.9.10 閲覧)。なお、「中間層(世帯年収約 600 万円)」に関して、高等学校等就学支援金制度では加算を行う「中間所得層」の世帯年収目安は「590 万円」としてきた。すなわち、高校無償化に 910 万円の所得制限を設ける法案を巡る国会審議において、「中間所得者層、これは子供のいる世帯の収入のおよそ中央値である年収 590 万円世帯」(185 衆・文部科学委 3 号・2013.11.6、下村博文文部科学大臣)と説明している。その延長において(590 万円と 600 万円との若干の違いはあるものの)、「衆議院議員宮本徹君提出岸田政権の『こども未来戦略方針』に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質 211 第 116 号、2023.6.27、<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb/shitsumon.nsf/html/shitsumon/b211116.htm>[2024.9.10 閲覧])では、「年収約6百万円までという数字はどこから来たのか」との質問に対して、「お尋ねの『世帯年収約6百万円』については、高等学校等就学支援金制度の収入に関する要件を

参考に定めたものである」と答弁している。

- 15) 内閣官房 HP「こども未来戦略方針」14, https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/pdf/kakugikettei_20230613.pdf(2024.9.10閲覧)。
- 16) 内閣官房 HP「こども未来戦略」15-16, https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/pdf/kakugikettei_20231222.pdf(2024.9.10閲覧)。
- 17) この質問において浮島議員は、「現行制度から例えば年収6百万に拡充をすると、利用可能な人数は、約 60 万人から約 80 万人と対象が増えます。現行制度では、給付型奨学金の支給額は最大で年間 91 万、授業料の減免額は最大で 70 万、合計で 161 万です。これはいずれも、私立大学に通う自宅外生の場合です。／新たな区分として、このパネルの黄色のように、四分の一の支援の区分を設けると、その区分の一人当たりの支援額は、160 万円の四分の一となりますので、最大約 40 万円となります。私大では、理工農系の授業料負担が人文系より約 30 万多く、また、多子世帯の教育負担増は、そうでない世帯よりも約 30 万円高いというデータがあります。この新たな区分での支援額の最大 40 万円というのは、こうした理工農系や多子世帯の教育負担の軽減につながるかと考えております」との、試算を紹介している。
- 18) 外務省 HP「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第 13 条 2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku120911.html>(2024.9.11閲覧)。
- 19) 渡部昭男 2021「国際人権 A 規約に係る『漸進的無償化』論議の経緯と特徴:1978 年第 84 回~2020 年第 203 回の国会審議から」『教育科学論集』(24)31-44, <https://doi.org/10.24546/81012777>。
- 20) 質問第 135 号「高等教育の無償化に関する質問主意書」(提出者:宮本徹, 2023.12.8)<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdbshitsumon.nsf/html/shitsumon/a212135.htm>, 内閣衆質 212 第 135 号「衆議院議員宮本徹君提出高等教育の無償化に関する質問に対する答弁書」(岸田文雄, 2023.12.22)<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdbshitsumon.nsf/html/shitsumon/b212135.htm>(2024.9.11閲覧)。

Abstract

The Basic Act on Children defines “child” as “a person in the process of physical and mental development” and does not uniformly divide the term at the age of 18 or 20. This has created a research agenda to explore seamless and integrated policies for children from infancy to adulthood, including students, adolescents, and young people after the age of 18. This report examines the history and characteristics of the debate on gradual free education from the 212th Diet session in 2023 to the 213th Diet session in 2024, using the Diet Proceedings Search System, based on the policy trends in the past year. The results show that all political parties (factions) have proposed some kind of free education policy, and that the Japanese government is of the view that reducing the burden of private expenses for higher education is important for both guaranteeing rights and combating the declining birthrate.

Keywords: countermeasures against declining birthrate in another dimension, Basic Act on Children, Children’s Future Strategy, Acceleration Plan, free (higher) education

受理 2025 年 2 月 19 日(見込み) / 公開 2025 年 4 月 1 日(予定)

〈連絡先〉

渡部 昭男(わたなべ あきお)

宛先 〒536-8585 大阪市城東区古市 2-7-30 大阪信愛学院大学 教育学部 508 室

電話 06-6939-4391(代表)/内線 2508

E-mail watanabea@osaka-shinai.ac.jp

円、伴走型相談支援、出産育児一時金の引き上げ、等)、医療費等の負担軽減(実施自治体への減額調整措置の廃止)、高等教育費の負担軽減(中間層への支援拡大、授業料後払い制度、等)などを掲げているが、「無償化」の用語は幼児教育・保育の無償化(ただし0-2歳は住民税非課税世帯限定)、学校給食費の無償化(当面は実態調査実施と結果公表)、多子世帯の授業料等の無償化(ただし扶養される子供が3人以上の世帯)に留めている。

3. 第122回(2023.10.20-12.13)及び第123回(2024.1.26-6.23)における審議の特徴

政府側の施策案に対して日本国憲法等の法規範から検討を加え、必要な場合には修正を迫り、中長期的な観点に立ってより良き政策にするのが国会の役割である。国会会議録を「加速化プラン&無償化」で検索すると、第122回:14件90箇所、第123回:66件568箇所がヒットする(24.7.12 現在/第123回は議事録公開が進行中であり未確定)。各政党(会派)の教育無償化に係る主張・論点は以下のようなものである。

自由民主党:安倍政権で、消費税を二度引き上げ、その財源で社会保障の充実や幼児教育の無償化を実現…岸田政権では、少子化対策の予算の増額を始め、歴史的な政策決定を行い、その財源確保にも取り組んでい(る)(議事録:212衆・本会議3号 23.10.24、稲田朋美)〔「…」は省略、「/」は段落区分を示す〕

公明党:来年度から…多子世帯や理工農系の中間層へと拡大…これにとどまらず、経済的な理由で学びを諦めることがない社会を構築し、安心感を持って子育てができるよう、2030年代までに大学等の無償化を実現すべき…/まずは入学金や教材購入、転居費用などで特に経済的負担が大きい大学や専門学校等の一年生の前期分の授業料を無償化(212参・本会議4号 23.10.26、山口那津男)

立憲民主党:児童手当は第三子以降に限らず第一子から増額する、大学授業料無償化は子供の数に限らず実施する…/児童手当について、第一子から、高校卒業年次まで月1万5千円を支給すべき…/全ての子供の、国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生にも国公立大学と同程度程度の負担軽減を行う…/公立小中学校の給食費無償化(213衆・本会議3号 24.1.31、泉健太)

日本維新の会:大阪で進む子育て世帯支援策のうち、地方創生臨時交付金による地方自治体を通じた小中学校の給食費無償化と、就学支援金の引上げ、又は教育パウチャーによる高校授業料の無償化を今回の経済政策として提案(212衆・本会議4号 23.10.25、馬場伸幸)

国民民主党:教育、科学技術など人的資本形成に資する予算には教育国債という新たな国債を充てる…(教育国債で)望む全ての学生が大学や大学院に無償で通えるようにすべき(同、玉木雄一郎)

日本共産党:高等教育無償化を目指し、直ちに大学等の学費を半額にし、入学金制度を廃止し、奨学金を給付制中心に改め、奨学金返済の半額を免除すべき(同、志位和夫)

れいわ新選組:高校は当然国の制度として無償化…/自治体間格差をなくし、公私立問わず親の収入に関係なく無償に…福井県、東京都は…所得制限を撤廃(213参・文教科学委3号 24.3.22、船後靖彦)

結. 高等教育の私費負担軽減は様々な目的達成に資する、権利保障&少子化対策のいずれも重要

国会会議録を「高等教育(の)無償」で検索すると、①国際人権規約(無償化留保論議1978~)、②国難突破解散(少子高齢化対策/第4次安倍政権2017~)、③異次元の少子化対策(岸田政権2023~)の大きく3期に質疑の系譜を区分できる。その点、「『高等教育の私費負担を軽減する』ことは、様々な目的の達成に資するものであると考えており、その上で…『こどもの学ぶ権利の保障』及び『少子化対策』は、いずれも同様に重要」(内閣衆質212第135号 23.12.22)との答弁は、漸進的無償化に係る重要な到達点である。

(*こども、子ども、子供の表記は出典通りとした)【謝辞:JSPS 科研費22K02702の助成を受けた】

少子化対応と無償化方策

—2022年第209回～2023年第211回の国会審議にみる「教育無償化」論議の経緯と特徴—

○渡部 昭男(大阪成蹊大学・特別招聘教授)

序. 国会審議にみる「教育無償化」論議分析—課題・対象・方法

教育無償化論議がマスコミで盛んになったのは、教育無償化改憲論が出された2016年である。その2016年第190回から、「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」(日本国憲法第41条)とされる国会における教育無償化論議の経緯と特徴を明らかにすべく、国会審議分析を始めた。本学会では、第201回(2020.1-6)@第79回大会、第203回(同10-12)第204回(2021.1-6)@第80回大会、第205回(同10)第207回(同12)第208回(2022.1-6)@第81回大会で報告した。本報告では、第209回(2022.8.3-5/第26回参議院議員通常選挙結果を受けての召集であり実質的な審議なし)、第210回(2022.10.3-12.10)、第211回(2023.1.23-6.21)を対象に、国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>を用いて「異次元の少子化対策」「教育無償化」「少子化、無償化」等で検索してヒットした箇所を中心に把握し、特に少子化対応と無償化方策に係る論議の経緯と特徴を明らかにした。

1. 岸田文雄首相の「異次元の少子化対策」年頭会見及び施政方針演説を巡る反響・論議

岸田首相が年頭会見(2023.1.4)で述べた「異次元の少子化対策」は、第211回国会審議の大きなテーマの一つとなった。同用語は国会会議録では以前にも4件(2014・187回、2019・198回、2022・208回、同210回の各1件)がヒットするが、第211回では100件203箇所(2023.7.13現在)となっている。

「異次元の金融緩和」(2013.4 黒田総裁会見)が2013年第183回の会期中から国会会議録に初登場して305件・540箇所(4～6月の3か月間)を記録したのに対して、「異次元の少子化対策」については首相自身が「次元の異なる少子化対策」に言い換えるなどインパクトに欠けるものであった(「次元の異なる少子化対策」も加えて「or検索」すると118件271箇所/本会議22件、予算委員会26件・公聴会2件・分科会7件、厚生労働委員会18件等)。1/23施政方針演説では「こどもファーストの経済社会をつくり上げ、出生率を反転」「こども家庭庁の下で、今の社会において、必要とされるこども・子育て政策を体系的に取りまとめ」「6月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示」と述べたが、財源の明確な裏付けはなく、国会審議ではその真意や本気度に質疑が集中した。

2. 「異次元の少子化対策」関連の特記事項及び急激な少子化に係る現状認識

国会審議と並行した「異次元の少子化対策」に関連した特記事項は付表のとおりである。2/28速報を踏まえて、3/31試算では「昨年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となる見込みで、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる」として、「2030年は少子化対策の分水嶺」「2030年代に入ると、我が国の

2023.1.4	岸田首相年頭会見「異次元の少子化対策」
2023.1.19	「異次元の少子化対策」の実現に向けた関係府省会議の初会合
2023.1.23	第211回通常国会召集(～6.21)、岸田首相の施政方針演説
2023.2.28	人口動態統計速報(令和4年12月分)(厚生労働省公表)(出生数80万人割れ)
2023.3.31	こども・子育て政策の強化について(試案)～次元の異なる少子化対策の実現について～(関係府省会議、こども政策担当大臣)(加速化プランを含む)
2023.4.1	こども基本法の施行、こども家庭庁の創設
2023.6.2	令和4年人口動態統計月報年計(概())の況(厚生労働省報道発表)(出生数77万747人/前年の81万1622人より4万875人減少。出生率(人口千対)は6.3/同6.6より低下。合計特殊出生率1.26/同1.30より低下)
2023.6.13	こども未来戦略方針決定(こども未来戦略会議)
2023.6.16	経済財政運営と改革の基本方針2023(骨太方針2023/閣議決定)(少子化対策・こども政策の抜本強化を含む)

若年人口は現在の倍速で急減」「これからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス」という認識を示した。そして、こども・子育て政策の基本理念に「①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つを据え、今後3年間で取り組む「こども・子育て支援加速化プラン」を策定するとした。内閣官房の全世代型社会保障構築本部の下に「こども未来戦略会議」を開催して6/13戦略方針を決定し、6/16骨太方針2023に盛り込んだ。

3. (結婚・)妊娠・出産から高等教育までの一体的・総合的な経済的負担軽減・無償化

国会会議録において「少子化 and 無償化」で検索してヒットした第210回:30件・206箇所、第211回:112件・1,294箇所から、議論の傾向と特徴を探った。第210-211回は参議院選挙が終わった後ということもあって、各党の公約を踏まえた国会審議が目立った。単体の無償化策ではなく、少子化対応として「(結婚・)妊娠・出産から高等教育までの一体的・総合的な経済的負担軽減・無償化」を打ち出す形に踏み込んだ点が大きな特徴と言えよう。各党の公約と重ねて概要を整理すると以下ようになる。

- ・自由民主党「手厚い少子化対策・子育て支援を実現する」緊急対策としての結婚・出産支援、大胆な児童手当や育休給付の拡充、保育等子育て支援、放課後児童クラブの拡充など総合的な少子化対策／高等教育における多子世帯等の中間所得層の修学支援を拡充し出世払い制度を大学院へ先行導入。
- ・公明党「子育て・教育を国家戦略に」「誰もが取り残されない『教育立国』」出産育児一時金(42万円)を増額、0～2歳児家庭に産後ケアを全国展開、子どもの医療費助成を拡大(高3まで無償)、奨学金の返済の負担軽減、奨学金返還支援制度の全国展開、修学支援新制度を中間所得世帯まで拡充。
- ・立憲民主党「チルドレン・ファーストで経済的支援の拡充と予算の確保」大学等授業料の無償化、学校給食の無償化、高3までのすべての子に児童手当15,000円、関連予算対GDP比3%台(現状の倍増)。
- ・日本維新の会「出産無償化×教育無償化。将来世代への投資を徹底」出産にかかる医療への保険適用+出産育児バウチャーの支給で出産の実質無償化を実現、教育の全過程の無償化、給食の無償化。
- ・国民民主党「『人づくり』こそ国づくり」子育て・教育支援策から所得制限を撤廃、学校給食・教材費・修学旅行費を無償化、高等教育の授業料減免、給付型奨学金を中所得世帯にも拡充、教育国債の創設。
- ・日本共産党「子育て・子どもに『冷たい国』から『やさしい国』に」子ども手当全員支給、18歳まで医療費窓口負担無料、0歳からの保育料軽減、給食費・教材費ゼロ、学費半減、入学金廃止、給付奨学金拡充。
- ・れいわ新選組「大学院まで教育無償・奨学金チャラ」「児童手当を毎月3万円に」(高校相当年齢まで)。

結. 無償化方策は果たして効果はあるのか:少子化対応の3層構造とシームレスでトータルな支援策

岸田首相が「幼児教育、保育の無償化、高校等の授業料支援、高等教育の無償化」を説明句にしていることが会議録から窺える。しかし、0～2歳児で無償化対象(住民税非課税)になっているのは1割、高校等の授業料支援で所得制限(年収目安910万円以上)により対象外となっているのが約2割、高等教育の無償化で現在支援を受けている(住民税非課税～年収目安380万円未満)のは約1.5割と言われている。「切れ目(の)ない支援」の用語も国会審議に登場するようになってきたが、現状はシームレス&トータルな支援策にはなっていない。少子化対応は、①子育てと就労・所得保障との両立、②子育ての経済的負担軽減、③子育てに向かう心理的負担軽減・社会協働的支援の3層構造から成ると言われる。「子育て罰」という用語が2020年第203回の会議録に初ヒットし第211回では11件・13箇所に増えているが、弥縫的な似非無償化策では少子化トレンドを絶ち、反転させるほどのインパクトはない。

いまこそ高等教育を無償へ ——海外動向から学ぶ——

企画者・司会者：渡部 昭男（大阪成蹊大学） 光本 滋（北海道大学）

報告者：○岡山 茂（早稲田大学） ○石井 拓児（名古屋大学）

○横山 岳紀（名古屋大学・大学院） ○多胡[尹] 太佑（北海道大学・大学院）

2022年は日本が国際人権A規約13条「教育への権利」2項(b)中等教育・(c)高等教育の「無償教育の漸進的導入」条項に係る留保を撤回し、漸進的無償化に進むことを国際的に公約してから10年であった。にも拘わらず、この間の日本政府の高等教育無償化の歩みは遅々たるものであり、消費増税2%分の用途変更によって低所得層限定の大学等修学支援新制度（学費減免+給付奨学金）をスタートさせたに過ぎない（2020春）。国会の附帯決議は漸進的無償化の実現に向けて財源確保と更なる取組みを要請しており、2023年はその実施後4年経過による見直し時期となっている。政府サイドは目下、①理工農学系や3人以上の多子世帯を対象に中間所得層（年収上限600万円目安）に拡大する案、②大学院生を対象に授業料の後払いを可能とする受益後納付制度の導入などを論議している。まさに今、どのような問題提起・改善提言が可能なのかが本学会にも問われている。奇しくも第82回大会共同開催校の東京都立大学では、2024年度から都民を対象に大胆な学費無償化策（4年間で約209万円の授業料の減免対象を世帯収入478万円未満から一気に910万円未満へ拡大）を予定しているという。本ラウンドテーブルでは、雑誌『経済』2022.10月号「特集：いまこそ高等教育を無償へ」収録の諸論考を共有財産とし、仏・EU・国連SDGs、米、独、韓国の動向についての話題提供を受けて、海外動向に学びつつ高等教育無償化の論議を深めたい。

1. フランス・EU・国連 SDGs：岡山 茂「学費を止めよう！ 無償と解放の高等教育のために」

ナポレオンが創った「帝国大学」は有償だった。しかしそれが解体されたあとに復活する15の大学も有償だった。政治家たちは大学の無償化よりも、ソルボンヌ（パリ大学）の立派な建物を造って「帝国」の威信を高めることを優先したのである。高等教育まで含めたすべてのレベルの教育の無償化が国家の義務となるのは、1946年のことにすぎない。この理想は国連やEUによっても共有される。しかし今、フランスではEU圏外からの学生への無償化が廃止され（博士課程は除く）、技師学校などでは有償化が進んでいる。グランド・ゼコールには厳しい入試があるし、大学を卒業するのも簡単ではない（よって中退者が多い）。いま無償化を問うときに必要なのは、その先にある理想（すべての人を政治的・社会的・経済的拘束から解放すること）を見失わないことだろう。

「帝國的社會」（クリストフ・シャルル）は、ボードレール、フロベール、クールベ、マネらによる「象徴革命」（ピエール・ブルデュー）、そして二つの世界大戦の後でも続いている。フランス、EU、国連はどうするのか。ここではACIDESという教員グループの、無償化に加えて学生年金あるいはベーシックインカムを導入しようという意見（2015年）を紹介する。

2. アメリカ：石井 拓児「授業料無償化と高等教育を受ける権利をめぐる理論の動向」

よくある誤解は、アメリカの大学授業料は高額であるというものであろう。これはアメリカの大学授業料が、「店頭表示価格（Sticker Price）」として示されることから生じる誤りであり、様々

な返済不要の奨学金、大学が独自に実施する割引措置、教科書給付や食事・住宅の給付などを組み合わせ、「実際の授業料」が決まる。これを Net Tuition (純授業料) と言う。アメリカにおいては、ペル奨学金とよばれる連邦政府が措置する奨学金制度が存在し、さらには州レベルでも授業料負担を軽減する措置がとられ (プロミスプログラム)、多くの州立大学で授業料は実質無償化されてきているというのが現段階として確認されてよい。加えて注目すべき動向として、昨 2022 年 8 月、バイデン大統領が奨学金返済の一部を連邦政府が肩代わりする政策導入を表明したことがある。以上のような近年のアメリカの高等教育授業料をめぐる政策的動向の背景には、高等教育を受ける権利保障をめぐる議論の進展をみることができる。本報告では、いくつかの州におけるプロミスプログラム政策や奨学金返済帳消し政策の導入経過を分析し、高等教育を受ける権利とその権利保障としての授業料無償措置との関係がどのように認識 (合意) されたかを検証する。

3. ドイツ：横山 岳紀「授業料の導入から廃止へ：21 世紀ドイツにおける展開」

ドイツの州立の高等教育機関は、現在原則として授業料は無償である。しかし、授業料無償はとりわけ 21 世紀に入ってから改革の波にさらされてきた。まず、ドイツは 16 州で構成される連邦制国家であり、教育に関する権限は原則として州が有している (文化高権)。1960 年代までは、授業料が徴収されていたが、段階的に廃止され長らく無償の時代が続いた。その後、1990 年代になって公財政の逼迫から長期在学者に対して授業料を徴収する州が現れた。これに対して、当時連邦政府与党の社会民主党 (SPD) は、2002 年に高等教育大綱法に授業料無償を規定したが、同条項が連邦憲法裁判所によって違憲とされ、いくつかの州で再び授業料の導入が進んだ。しかし、学生の抗議活動や高等教育の授業料無償化を掲げる SPD が各地の州議会選挙で政権奪取を進めた影響で、2013 年にニーダーザクセン州が授業料廃止を決定したことにより、第一学位の取得までは、全ての州で無償となった。ただし、長期在学者や非 EU 圏の在學生等へ授業料を課す州も見られるものの依然として例外的である。以上のように、公財政の逼迫を経験しながらも、授業料無償を継続するドイツの事例を参酌することによって、日本への示唆を得たい。

4. 韓国：多胡[尹] 太佑「登録金半額化への 2012 年パラダイムシフトの光と影」

過去 10 年間、韓国では高等教育の学費負担における大きな変化が見られた。2011 年まで学生支援予算を減らしていた政府・与党は、2012 年から国家奨学金制度を設け、予算を大幅に拡充した。その後 10 年間、国家奨学金制度の予算は拡充を続け、授業料は横ばい状態である。その変化の引き金になったのは、主に 2008 年から 2011 年まで行われた全国的な学生・市民運動であった。それを機に、韓国社会ではパラダイムシフトが起こったかに見えた。確かに過去 10 年間の学費についての国会での議論をみると、与野党を問わず、学費負担が重いという問題認識のもと、学生支援を増やすことが支持されてきた。しかし、それは権利保障よりは選挙を意識したものであり、学生の実質負担は減らされたものの大学院生および外国人学生の学費は上昇した。また、世論は私立大学への公的財政投入には否定的で公財政割合の拡充、授業料値下げは行われず、負担軽減の持続性は担保されなかった。根本的な問題は、2012 年の転換が公共性に関する意識の転換を伴っていないことである。その限界は大学の財政危機や競争力低下という課題を生み出し、現在韓国は個人負担を再び増やすか、私学に財政投入して公共性を強化するか、の選択を迫られている。

「教育無償化」論議の経緯と特徴 —2021年第205回～2022年第208回の国会審議から—

○渡部 昭男（大阪成蹊大学・特別招聘教授）

キーワード：コロナ禍、学生等の学びを継続するための緊急給付金、大学等修学支援制度の実績検証・制度改善、入学金制度の根拠・廃止、留保撤回10年、個人通報制度

序. 課題と方法

第201回（2020.1.20-6.17）に係る前々回報告、第203回（2020.10.26-12.5）及び第204回（2021.1.18-6.16）に係る前回報告に引き続き、第205回（臨時会 2022.10.4-14）、第207回（臨時会 2021.12.6-12.21）及び第208回（常会 2022.1.17-6.15）の国会審議における高等教育に係る「教育無償化」論議の経緯と特徴を明らかにする（国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>）。

1. 直近4年の審議の傾向と特徴：鍵用語「高等教育無償」の急減、現物給付論議の一段落

前回報告で用いた表（第198-204回）に追加する形で12の鍵用語のヒット状況をみた（表は略）。大学等修学支援法案が審議された第198回国会では法案を高等教育無償化として説明する答弁もあったが、少子化対策・貧困対策に位置づけることが明確になって以降は「真に必要な子供たちの高等教育無償化」（安倍首相：201衆・本会議 6・2020.2.13）、「低所得世帯への高等教育無償化」（岸田首相：207衆・予算委 4・2021.12.15）という使用となり、ヒット件数も急速に減っている。

また、大学等修学支援法や学びの継続のための経済的支援・現金給付に加えて、第203-204回においては「食糧支援」「生理の貧困」に象徴される困窮した学生の日々の生活を支えるための現物給付へとテーマが切迫・拡大していたが、第205-208回ではそれら2つの鍵用語でのヒットはあるものの大学生等を対象に含む発言は次第にみられなくなっていた。

2. 学生等の学びを継続するための緊急給付金の試算根拠及び柔軟な対応の要望

政府は学生等の学びを継続するための緊急給付金を2021年度補正予算で提案した（2021.11.26閣議決定、一人10万円67万人対象675億円/https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_gakushi01-000019288_8.pdf）。その試算根拠は、大学等修学支援新制度が対象とする低所得学生約34万人に加え、新制度利用者以外の約33万人を見込んだという。これに対して、「困窮学生や家計急変世帯について、なるべく柔軟に認定していただきたい」（207衆・本会議 3・2021.12.9 石井啓一議員）等の要望が出され、学生等の経済状況を最も身近な場で把握している大学が支給の可否を総合的に判断する旨の答弁があり、全額を支援に結び付けるべく第1～3次まで募集が継続された。

3. 大学等修学支援制度の実績検証及び制度改善に係る論議

第205-208回では、2020年度の実施から2・3年目となる大学等修学支援制度の実績や制度設計自体を検証する論議が目立つ。給付型奨学金については、51万人分を予算計上したのに対して、2020年度が27万人（53%）、21年度が32万人（63%）という実績であった。支援率の低さを指摘する声があり、SNS等の活用、中学生まで遡った広報といった答弁があった（208参・予算委 11・2022.3.10、208衆・文部科学委 5・2022.3.30 末松文科大臣）。新制度の実施により住民税非課税世帯の進学率は40%から54%に上昇したという（208衆・予算委 21・2022.6.1 浮島智子議員）。

制度改善論議としては、教育未来創造会議の第一次提言（2022.5.10）にある修学支援の中間層への拡大（理工農学部系学生、多子世帯）、出世払いの仕組みの創設（日本版 HECS の大学院修士課程への導入）が挙げられる（208 参・文教科学委 10・2022.5.17 上野通子議員、208 衆・本会議 29・2022.5.25 岸田首相、208 衆・予算委 19・2022.5.26 国光あやの議員、など）。加えて、「年収 6 百万に拡充」（前記浮島議員）、「大阪公立大学のように（年収 590 万円未満）」（208 参・予算委 11・2022.3.10 高木かおり議員）、高校卒業後 3 年以内要件の見直し（205 衆・本会議 5・2021.10.14 早稲田夕季議員・質問主意書）、「家計急変の事由に虐待からの避難も追加」（208 参・予算委 18・2022.5.30 三浦信祐議員）、「自立援助ホームの子供たちを自宅外通学と位置付け」（208 参・厚生労働委 16・2022.5.24 山本香苗議員）、職業能力開発短期大学校から大学編入する際の不利解消（208 参・地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委 10・2022.5.20 磯崎哲史議員への答弁）、所得による支援の「階段状の崖」の改善（208 衆・予算委 19・2022.5.26 城井崇議員）、「成績要件はなくすべき」（208 参・文教科学委 9・2022.5.12 吉良よし子議員）、生活保護世帯について「2020 年 3 月末、全国の平均 37.3%（大学等進学率）」（208 参・内閣委 8・2022.4.7 田村智子議員）、一般の大学等進学率も 8 割を越えたので「大学等進学による世帯分離をやめていただけない（か）」（208 参・厚生労働委 9・2022.4.21 打越さく良議員）、大学進学者を「生活保護の対象に入れるべき」（208 衆・厚生労働委 17・2022.4.27 川崎ひでと議員）、大学における障害学生への支援（208 参・文教科学委 3・2022.3.16 船後靖彦議員）、などが審議された。

4. 入学金の根拠及び廃止をめぐる論議

入学金に関しては、以前から減免の論議があり、2020 年以降のコロナ禍のもとでは納付猶予・分割等が話題に上った。その後、入学金の二重払いの実態が取り上げられた（「民間団体の調査…入学しなかった大学に支払った学生の納付金の平均額として、国公立大学の入学者は約 27 万 7 千円、私立大学の入学者については 29 万 4 千円というような調査がある」204 参・文教科学委 13・2021.5.20 安江伸夫議員への答弁）。第 205-208 回では、入学金制度の根拠と廃止が議論に上っている（「国立大学で 28 万 2 千円、私大の平均は 25 万円近く」「アメリカやドイツ、フランス、イギリスなど多くの国で入学金そのものがない」「韓国は 2019 年に法改正で廃止」「日本もなくすべき」「合格した学生を受け入れる事務手続等にも充てられる、だから認められるんだという最高裁判例があります。国立大学の事務手続に 28 万円も掛かるんでしょうか」208 参・予算委 20・2022.6.3 山添拓議員、など）。入学金の見直し論議の登場である。

結. 国際人権 A 規約「無償教育の漸進的導入」に係る留保撤回 10 年：個人通報制度の導入

外務省 HP には「日本国は…これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束される」と明記している（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kivaku/tuukoku_120911.html）。これは歴代政権も認めているが「漸進的無償化の趣旨を踏まえ」等（208 衆・文部科学委 11・2022.4.27 宮本岳志議員への答弁）と受け流して授業料等の減額化には至っていない。関連して国際人権規約に基づく個人通報制度の導入について、岸田首相が「人権諸条約に基づく委員会の見解に対しどのように対応するかなど、我が国の司法制度や立法政策等に関わる論点があるため、各方面の意見なども踏まえつつ真剣に検討しているところ」（208 参・本会議 2・2020.1.20 水岡俊一議員への答弁）と述べており注目される。個人通報制度が設けられれば、漸進的無償化に反する人権侵害状況を通報する道が開かれるからである。（謝辞：JSPS 科研費 19K02864、22K02702 の助成を受けた）

【一般 A-13】 高等教育・中等後教育

「教育無償化」論議の経緯と特徴

—2020年第203回～2021年第204回の国会審議から—

○渡部 昭男 (大阪成蹊大学)

キーワード：コロナ禍、学びの継続、生活支援、現金給付・現物給付、食糧支援、生理の貧困

序. 課題と方法

第201回(2020.1.20-6.17)に係る昨年の報告に続いて、本報告では第203回(2020.10.26-12.5)及び第204回(2021.1.18-6.16)の国会審議における「教育無償化」論議の経緯と特徴を明らかにする。これまで同様に国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>) を用いた。

1. 直近3年第198～204回における審議の経緯

直近3年の審議の経緯(傾向)を、鍵用語をもとに探った(下表)。用語欄の「&」はAND検索(両方を含む発言がある会議録)、「|」はOR検索(いずれかを含む発言がある会議録)を示しており、各用語を入れて簡易検索した結果を「○件・○箇所」で記載した(2021.7.1現在、渡部作成)。その上で、各用語で件数の多かった上位2位(ヒット頻度[件数÷総件数]で補正)までを着色した。

年	会期(月日)	回次	会議録総数(件)	高等教育無償	大学等&修学支援	入学金	学費&減免	学生&コロナ禍	家計急変	困窮学生	学びの継続	学費半額/学費半減	遠隔授業/対面授業	食料支援	生理の貧困
2019	1.28-6.26	198通常	721	35・63	34・424	27・54	37・346	0・0	3・6	0・0	4・6	0・0	2・2	0・0	0・0
	10.4-12.9	200臨時	364	4・6	11・35	2・2	4・18	0・0	0・0	0・0	0・0	1・1	3・3	0・0	0・0
2020	1.20-6.17	201通常	730	16・20	33・175	21・35	40・237	91・724	18・41	10・21	15・33	7・9	31・60	5・6	0・0
	10.26-12.5	203臨時	297	2・3	8・37	2・3	10・43	70・677	4・10	2・3	6・11	0・0	9・30	8・9	0・0
2021	1.18-6.16	204通常	721	4・4	19・83	9・12	19・61	283・2,657	12・14	9・9	11・14	2・2	24・47	18・24	14・27

2019年の第198回(2019.1.28-6.26)には、「高等教育無償」「大学等&修学支援」「入学金」「学費&減免」に示されるように、消費増税分の用途変更に伴う高等教育無償化策として大学等修学支援法案が審議され成立した。2020年の第201回では、大学等修学支援法の施行に係る論議とともに、「学生&コロナ禍」が国会会議録で初ヒットしたように、コロナ禍での「家計急変」への対応や「困窮学生」への「学びの継続」策が論議された。その後の第203・204回では、「学生&コロナ禍」が「201回:91件(頻度0.12)・724箇所」⇒「203:70(0.24)・677」⇒「204:283(0.39)・2,657」というように増加し、大学等修学支援法や学びの継続のための経済的支援・現金給付に加えて鍵用語「食糧支援」「生理の貧困」に象徴される、困窮した学生の日々の生活を支えるための現物給付へとテーマが切迫ないし拡大していることが分かる。以下、三点に絞って述べる。

2. 第203・204回国会の特徴①: 高等教育無償及び大学等修学支援法に係る論議のその後

大学等修学支援法は、「少子化社会対策大綱や子供の貧困対策に関する大綱に基づき」(204参・内閣委18号2021.5.13坂本哲志内閣府特命担当大臣)と説明されるように少子化対策・貧困対策に位置づく。対象の低所得層(大学生等の約1割)から中間所得層等への拡大が党派を越えた課題意識となっている。自由民主党は日本型高等教育拠出金制度(J-HECS:授業料等を国が立て替えて卒業後に支払い能力に応じて一定割合を納付する仕組み)案を構想しており、萩生田光一文科大臣も「中間所得層の高等教育費の負担軽減を図る」ものとして注目している(203参・文教科学委2号・2020.11.17上野道子議員への答弁)。また公明党は「多子世帯や中間所得世帯の教育費の負担に配慮した取組」を求めている(204衆・本会議3号・2021.1.21石井啓一議員)。現状は「GDPに占める公的財政教育支出の割

【一般 A-13】高等教育・中等後教育

合は3.1%・・・38か国中37位・・・低い水準であることは、もうこれは認めなくてはならない」とした上で、「我が国の国際的地位にふさわしい政策を実施するために十分な教育予算を確保する必要がある」と文科大臣は述べている(203参・文教科科学委2号・2020.11.17 船後靖彦議員への答弁)。

3. 第203・204回国会の特徴②：コロナ禍のもとでの学びの継続のための経済的支援・現金給付

大学等修学支援制度の採用数は、予定の半分に留まったという(2020年度予算：51.4万人分⇒採用者：前期25.7万人、後期プラスアルファ程度/204衆・予算委第四分科会2号・2021.2.26 宮本徹議員)。一方、緊急支援については、一定の成果があったと文科大臣はみている(中退者数が前年度より抑えめ/学校が推薦すべきと判断した全学生約42万人に緊急給付金支給/学生の学びの支援緊急パッケージを2020年12月に改定し無利子奨学金の充実や休学生への対応等の支援策を追加/同上 萩生田文科大臣)。2021年度に向けて立憲民主党・無所属会派と日本共産党はコロナ特別給付金法案(2021.3.1、204衆法4/困窮する低所得世帯や学生等に1人10万円支給)を提出したのに対して、与党・政府は低所得子育て世帯への特別給付金(2021.3.16 関係緊急閣僚会議/対象をひとり親世帯からふたり親を含めた住民税非課税の子育て世帯全体に広げ1人当たり5万円)を決定した。議事録からは、「残念ながら大学生が入っていない」(204衆・文部科学委6号・2021.3.17 下条みつ議員)との指摘、「学生の学びを続ける、学生の暮らしを支える、せめてもう一回」(204参・予算委14号・2021.3.19 蓮舫議員)との訴え、「学生自殺者が約10%も増えている」(204衆・文部科学委7号・2021.3.24 城井崇議員)との注意喚起、などが確認できる。

4. 第203・204回国会の特徴③：コロナ禍のもとでの困窮した学生の生活を支える現物給付

コロナ禍の長期化・深刻化に伴って、困窮学生の生活を支える現物給付策が国会審議にも上がってくる。「食糧支援」は途上国、被災地支援などに関わってこれまで言及されてきたが、第201回ではコロナ禍での農業関係者を支援する方策として学生への食糧支援が新たに登場している(未利用食品を政府が引き取って貧困世帯と学生へ届ける仕組み/201衆・予算委27・2020.6.10 森夏枝議員)。第203・204回になると、各大学や民間団体などによる食糧支援の実例が国会でも紹介されている(筑波大学[食糧支援1.22]：長蛇の列で3千人分渡したが足りずに後日追加/日本民主青年同盟[2020年春頃から学生食料支援活動]：全国45都道府県、8百回以上実施、延べ3万8千人利用/204参・予算委11・2021.3.15 吉良よし子議員)。第204回で初ヒットした「生理の貧困」に係る多様な発言から文教関連を拾うと、学生の2割が金銭的な理由で生理用品購入に苦勞(「#みんなの生理」によるアンケート発表/204衆・文部科学委3・2021.3.10 畑野君枝議員)、NHKの取材に勇気を持って証言した学生の話(204参・文教科科学委3・2021.3.16 伊藤孝恵議員)を紹介して文科省等に対応検討を要請し、約束を答弁させている。

結. 高等教育における「現金給付+現物給付」策の論議へ

渡部2017「漸進的無償化プログラム(高等教育版)」の枠組み(右表)に重ねれば、大学等修学支援法は低所得層限定の「A2：学費減免の拡充+B1：給付型奨学金の拡充」策といえる。コロナ禍での困窮学生の支援、学びの継続は、「B2：無利子学生ローンの改善」「B4：学内勤労奨学金等の拡充」「C1：学習費の支援」「C2：学生生活費の支援」に及ぶメニューを含んでおり、第203・204回に至っては「現金給付+現物給付」のテーマに論議を拡大させるまでになっている。

区分	小区分 / レベル	国	地方	法人	民間
A 学費	A1: 学費自体の軽減化				
	A2: 学費減免の拡充				
B 奨学金・ 学生ロー ン等	B1: 給付型奨学金の拡充				
	B2: 無利子学生ローンの改善				
	B3: 有利子学生ローンの縮減				
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充				
C 修学支援	C1: 学習費の支援				
	C2: 学生生活費の支援				
D 就労支援・ 生活保障	D1: 就労支援				
	D2: 生活保障				

(謝辞：JSPS 科研費 19K02864 の助成を受けた)

「教育無償化」論議の経緯と特徴 —2020年第201回の国会審議から—

○渡部 昭男 (大阪成蹊大学・特別招聘教授)

キーワード：大学等修学支援法、コロナ禍、家計急変、困窮学生、学生署名、緊急給付金

序. 課題と方法

新聞記事検索によれば2016-17年に「教育無償化」の語句を含む記事が増えている¹⁾。背景には教育無償化改憲案の公表(おおさか維新の会2016.3)、18歳選挙権初の第24回参議院議員選挙(同.7)での教育無償・負担軽減の公約化などがある。2016年第190回から2019年第200回までの国会審議における「教育無償化」論議の経緯と特徴は別論考で扱った²⁾。本報告では、第201回国会(2020.1.20-6.17)における「教育無償化」論議の経緯と特徴を明らかにする。会期前半では「大学等における修学の支援に関する法律」(大学等修学支援法)の施行に係る論議が、後半にはコロナ禍での家計急変への対応・困窮学生への緊急支援に係る論議が展開された。これまで同様に国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)を用いて「教育無償化」で簡易検索したヒット箇所(会議録667件中38件55箇所)を通覧するとともに、「困窮学生」等の他用語検索を適宜追加した³⁾。

1. 大学等修学支援法の施行に係る論議

安倍晋三首相は、「(三本の矢) 果実を活かし、子育て支援、教育無償化、更には働き方改革。一億総活躍社会を目指し、まっすぐに進んでまいりました」(衆参・本会議1.20 施政方針演説)、「昨年10月から、幼児教育、保育の無償化という、小学校、中学校9年間の普通教育無償化以来、70年ぶりの大改革を実現」(衆参・本会議1.22/23/24)とこれまでの成果を強調した上で、「この4月からは、真に支援が必要な子供たちの高等教育の無償化を実現します」(同)と演説・答弁している。

これに対して、公明党からは「幼保の無償化と併せて・高等教育の無償化・私立高校の授業料実質無償化・この4月からスタート・まさに教育無償化元年の年」(参・内閣委3号3.10 石川博崇議員)、日本維新の会からは「我が党が大阪で実現してきた教育無償化に合わせる形で、4月から高等教育の無償化がとられていることは評価」(衆・予算委18号2.28 杉本和巳議員)等の声が聴かれた。

一方で、立憲民主党からは「低所得層だけを対象とする限定的な貧困対策と競争力人材の育成策・高等教育費の私費負担構造はそのまま、学費負担に苦しむ中間層を支援するものとはなっていない」(衆・予算委第4分科会1号2.25 菅直人議員)、日本共産党からは「国立大学の授業料の減免・対象が小さくなる、収入ラインが下げられる・国連人権規約違反・後退禁止原則違反」(衆・決算行政監視委第2分科会1号4.6 宮本徹議員)等の批判がなされた。また、国民民主党からは所得の判定基準となる住民税に係るみなし適用の遅れ、すなわち「未婚一人親家庭に対するいわゆる寡婦(寡夫)控除の端境期」(衆・決算行政監視委第2分科会1号4.6 城井崇議員)問題が指摘された。

2. コロナ禍における困窮学生の実態と家計急変への対応など

3月になるとコロナ禍における困窮学生の実態が国会にも届き始める。「バイト先の塾が2週間休業になり学費を確保できない・全てのシフトが削除されてしまい、生活費だけでなく就活費も困難・家計が急変・学費や入学金減額、免除、若しくは納入猶予などの措置講じる等、対

応すべき」「収入補償も必要だ」(参・文教科学委3号3.18吉良よし子議員)との要望に対して、萩生田光一文科大臣は「家計急変後の所得見込みで所得判定を行い、要件を満たす世帯の学生等が支援対象」「進学や修学に断念をすることのないように、丁寧な対応を政府横断的に」と答弁している。

「政権として、我々と党自民党としても若者の声を是非聞いていただきたい…大臣自らお会いして…じかにお聞きにな(つては)」(参・予算委18号4.30宇都隆史議員)との要請に対しても、「日程が合えばそういう対応も考えたい」と応じている。

3. 学生署名などを受けてのコロナ困窮学生支援法案の野党共同会派等提案

緊急事態宣言発令(4.7)下に成立(4.30)した第1次補正予算の学生支援はわずか7億円止りであった。学生団体からの一律学費半額の署名提出(1万筆超)、調査報告(退学検討が1/13人から1/5人へ増加)やWEBヒアリング等を受けて、野党共同会派(立憲・国民・社民・社保)と日本共産党は「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案」(コロナ困窮学生支援法案)を共同提案した⁴⁾。その柱は、①授業料の半額免除、②アルバイト減収分として最大20万円の一時金支給、③貸与型奨学金の1年間返還免除であった(約2兆3百億円見込み)。

4. 与党・政府による支援策としての学生支援緊急給付金など

これに反応して創設(5.19閣議決定)されたのが、学びの継続のための学生支援緊急給付金である(困窮学生院生等に10・20万円給付、対象総数43万人想定、第1次補正予算の予備費から531億円)。煩雑な手続き、自宅生除外や厳しい諸要件、留学生のみ成績要件あり、早すぎる締切り、周知の遅れ等の改善要望に対して、萩生田文科大臣は「国は基準を示しましたけれども…一番大事なのは…最も学生に近い学校側がその様々なヒアリングをして…困難な状況にあるという判断をして…総合的な判断を学生支援機構に出していただければ給付対象にする」(参・文教科学委6号5.21)、二次推薦も予定(参・文教科学委9号6.4)と答弁している。第2次補正予算には授業料減免等を独自に実施する大学等に国が助成する措置なども盛り込まれた(5.27閣議決定、6.12成立/授業料減免等:国立大45億円、国立高専2.3億円、私立大94億円、専門学校2.6億円/大学等の遠隔授業環境構築73億円)。

結. 「教育無償化」論議への寄与と今後の課題

大学等修学支援法の枠組み設定(消費増税分から5,274億円、全学生数約350万人の低所得世帯51万人15%)自体が問われ、コロナ禍での学生当事者の切実な声と運動が教育無償化の規模と対象を広げる結果となった。緊急支援策の検証(省庁大学校対象漏れ等)、コロナ困窮学生支援法案の実質審議、2021年度への拡充検討などが今後の課題となろう。(謝辞: JSPS 科研費19K02864の助成を受けた)

1) 渡部昭男2019『能力・貧困から必要・幸福追求へ』日本標準、5。/2) 渡部昭男2017『「教育無償化」論議の経緯と特徴:2016年第190回~2017年第193回の国会審議から』神戸大学学術成果リポジトリ <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90004295.pdf>、同2020『「教育無償化」論議の経緯と特徴(3):2017年第194回~2019年第200回の国会審議から』同 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012010.pdf>。/3) 閲覧日は2020.7.1-7。引用に際しては、漢数字を算用数字とし、院・会議名・月日・発言者を略記した。/4) 衆法14、5.11衆議院議案受理、6.16文部科学委付託・閉会中審査。提案に至る経緯等については国民民主党HP「コロナ困窮学生支援法案提出『アフター・コロナからの再起動の原動力となる学生たちを直接支える、早く届ける』」<https://www.dpfp.or.jp/article/202900>等を、同法案の審議経過・提出時法律案・要綱については衆議院HPの議案情報を参照した。

① 基盤研究 C：22K02702（研究代表者・渡部昭男 2022-25）

コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究

キーワード：高等教育への権利、経済的負担軽減・修学支援政策（国）、子育て教育費支援施策（自治体）、日韓比較研究／日韓韓日対話企画、異次元の少子化対策、こども未来戦略方針 2023、切れ目ない&総合的な支援策、国会議事録分析、自治体広報調査、コロナ禍、子育て教育費支援施策（地方）、漸進的無償化プログラム高等教育版、登録金半額化 10 年（韓国）、漸進的無償化国際公約 10 年（日本）、少子化・人口減少と持続発展可能な社会、高等教育、経済的負担軽減、修学支援、日韓比較研究

研究開始時の研究の概要：高等教育を巡り日韓はともに家族負担主義、高授業料・低補助の国に分類されてきたが、転換しつつある。両国は共通した国際人権法、類似した憲法・教育基本法を法規範として有する。既に把握済みの動向を更に追いつつ、独自開発した「漸進的無償化プログラム（高等教育版）2017」の枠組みを用いて、引き続き日韓の①経済的負担軽減及び修学支援に係る法制度・行財政を把握し、②2020年に新たに出来たコロナ禍がいかなるインパクトを与え実際に国家政策・地方施策がどう対応したのかを比較検討する。その上で、両国の with/after コロナにおける高等教育の経済的負担軽減及び修学支援の在り方（理論課題及び具体方策）を探る。

② 基盤研究 C：19K02864（研究代表者・渡部昭男 2019-22）

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

研究成果の概要：高等教育において日韓は「高授業料・低補助」の国に類別されてきたが、ともに 2012 年を画期に変化しつつある。その過程を、憲法の教育を受ける権利・基本法の教育の機会均等・条約の漸進的無償化といった法規範が源泉となって「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政⇒政策転換」仮説で読み解いた。登録金半額化の 2012 年大統領選挙公約（韓国）、高等教育無償化の 2017 年総選挙公約（日本）は、いずれも政権トップによる意思決定に見えた。しかし、韓国では 1980 年代以来の教育民主化勢力による運動展開、日本でもコロナ禍における学生当事者の世論形成が背後にあって、法規範に立った経済的負担軽減や緊急支援策が打たれたのである。

報告書「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究 2023.6」<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100482161/0100482161.pdf>